

令和元年 1 1 月 2 9 日（金）

件 名 防衛大臣政務官の来庁（米軍機接触墜落事故の調査結果に係る説明）について
概 要 防衛大臣政務官が来庁し、米軍機接触墜落事故の調査結果について、下記のとおり、市長等への説明がありましたのでお知らせします。

記

1. 日 時：令和元年 1 1 月 2 9 日（金） 9：10～9：40

2. 場 所：岩国市役所 3 階 政策審議室

3. 来訪者：防衛大臣政務官 岩 田 和 親（いわた かずちか）

4. 応対者：岩国市長 福 田 良 彦（ふくだ よしひこ）
岩国市議会議員 藤 本 泰 也（ふじもと やすなり）
岩国市議会副議長 片 岡 勝 則（かたおか かつのり）

5 説明の概要

（1）防衛大臣政務官の冒頭発言

○我が国の安全保障の観点から、日米同盟及び自衛隊や米軍の活動について、多大な御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

○昨年 1 2 月に発生した、岩国飛行場所属機 2 機による空中接触・墜落事故に関する事故調査報告書について、改めて、説明するために、伺ったところである。

○米側においても、本件事故について、その背景等にある部隊の規律等にまで踏み込むなど、事故調査を通じて、自ら問題点を明らかにしていることからわかるとおり、大変深刻に捉えており、より一層の安全な運用の確保や厳格な規律の維持を図るため、各種の是正措置を講じているところである。

（2）防衛大臣政務官からの説明

ア【調査報告書の詳細（規律違反に係る具体的な内容等）について】

○本件事故は、夜間の空中給油訓練中に発生したものであり、F/A-18D 戦闘機が KC-130J 空中給油機の尾部（機体の後部）に衝突し、両機とも高知県沖の海上に墜落したものである。

○事故調査報告書によれば、事故を引き起こした四つの重大な要因として、① F/A-18D のパイロットの夜間空中給油に係る練度不足、②部隊上層部による訓練及び運用に対する不十分な監督、③ F/A-18D のパイロットの平均を下回る飛行成績、④職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢が挙げられていると、10 月に説明したところである。

（四つの重大な要因の説明）

- ①事故発生当時、当該パイロットは、夜間の空中給油訓練を実施するための条件を満たしておらず、当該訓練を実施する資格を有していないにも関わらず、当該訓練を実施するよう命ぜられていたこと
- ②部隊においては、当該パイロットに夜間の空中給油を実施させてしまった誤った認可、不十分な飛行前のブリーフィング、搭乗員らによる、睡眠導入剤などの判断能力に影響する処方薬及び市販治療薬の不正服用
- ③当該パイロットは、空母発艦資格を取得するための必要要件を満たしていなかったことから、本格的な是正訓練を終了後、岩国飛行場に転属してきたが、教育課程において、一貫して、平均を下回る成績であったこと
- ④当該部隊司令は、規律無視の常態化を蔓延させるなど、上層部に求められる水準のプロ意識が、大きく下回るものであったこと
- (事故を引き起こした、その他可能性のある要因)
- ・夜間空中給油訓練に適さない暗視ゴーグルの使用
 - ・過去に、当該部隊において発生していた、類似の空中接触事故（平成２８年４月の沖縄本島沖での事故）に関する事故調査の未実施

イ【本件事故調査報告書の中で言及された、平成２８年４月に発生した沖縄本島沖での事故について】

- 当該事故は、高知県沖での事故の要因に関連して、その他可能性のある要因として挙げられている類似の空中接触事故のことであり、防衛省としても、このような事故が起きていたことは、本件事故調査報告書の中で、初めて言及されたことから、承知するに至ったところである。
- 事故調査報告書及び米側からの説明によれば、当該事故は、
- ・高知沖での事故と同様に岩国飛行場所属のF/A-18D戦闘機とKC-130J空中給油機によるもの
 - ・2016（平成28）年4月、沖縄本島沖約270キロメートルの公海上の訓練区域内で、夜間の空中給油訓練中に発生したものであり、F/A-18D戦闘機がKC-130J空中給油機のホース及びノズルに接触したもの
 - ・両機体のいずれにも、深刻な損害はなく、嘉手納飛行場に安全に着陸したものの
- 事故原因としては、パイロットの夜間訓練の経験不足や部隊の監督不行届き等とされている。
- 当該事故については、沖縄本島沖約270キロメートルの公海上で発生したものであることから、日本側への通報対象となる事故ではなかったと認識しており、米軍の事件・事故に係る通報手続を定めた日米合同委員会合意に違反するものとは考えていない。
- 防衛省としては、当該事故が、
- ・地元の方々の安全に影響を与える重大な事案になり得たこと
 - ・国内の所属部隊によるもの
 - ・事故機が国内にある嘉手納飛行場に着陸していること
- であることを踏まえれば、日本側へ積極的に情報提供されるべきものであったと認識している。
- 米軍機による事故等はあってはならないものであるが、当該事故の情報提供がなかったことも踏まえて、米側には、今後、万が一、このような事案が発生した

際には、日本側に速やかに情報提供が行われるよう、改めて、申し入れている。

ウ【米軍における改善措置の具体的内容について】

(高知県沖での事故及び沖縄本島沖での事故を踏まえて)

○米側に確認したところ、事故調査の結果を踏まえ、下記4点の、プログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善等に取り組んでいる。

① 搭乗員の練度管理に関すること

・高知県沖の事故では、事故機の搭乗員が、必要とされていた資格を満たしていないまま、夜間の空中給油を実施したこと、沖縄本島沖の事故では、事故機の搭乗員の夜間の空中給油に関する練度にリスクがあったことを踏まえ、部隊において、各搭乗員の練度や資格を再度調査し、練度が不足するものや資格を満たしていない者が訓練に参加しないように、あるいは必要な練度を達成するように、改めて、履歴管理の徹底を図り、上官は各搭乗員の練度を、より一層把握することとなっている。

② 訓練スケジュールの管理に関すること

・いずれの事故においても、空中給油が、飛行計画に事前に適切に組み入れられていなかったことを踏まえ、飛行部隊が適切に訓練や任務飛行を実施できるよう、綿密な飛行計画の策定を改めて部隊に徹底し、上官が適切に飛行計画を把握するよう措置されており、特に、夜間の訓練においても適切に監督ができるよう、佐官級の隊員の関与が徹底されている。また、飛行前ブリーフィングを確実に実施し、運用上のリスク管理、適切な装備の使用、気象条件や訓練への参加資格要件の確認等が確実に行われるようになっていていることを確認している。

③ 飛行要領の徹底に関すること

・いずれの事故においても、暗視ゴーグルを使用した夜間の空中給油における事故であったことを踏まえ、改めて、暗視ゴーグルを使用した夜間の空中給油の指針を見直すとともに、適正な使用方法を搭乗員に教育しているとのことであり、二つの事故を踏まえ、部隊において、空中給油を行う際の飛行要領について、必要な見直しや搭乗員の教育を実施していることを確認している。

④ 部隊の規律維持に関すること

・高知県沖での事故調査で明らかにされた、コックピット内での不適切な行為(読書、髭剃りのまね、自撮り行為など)について、同様の規律違反行為に関する調査を実施し、必要な行政処分や懲戒処分がなされたとともに、コックピット内に持ち込むことが規制されている物についての確認の徹底、操縦中の動作徹底を、改めて搭乗員に教育している。

・薬剤の不適切な使用に関して、搭乗前に服用すべきでない薬剤に関する教育を改めて実施しているとともに、医療部門とも連携し、服用指導の強化、睡眠障害や疲労状態にある隊員に対して、訓練への参加の可否について、助言を得ているとのことであり、上官は、振る舞いのおかしい隊員を適切に把握するよう徹底している。

○事故を起こした部隊においては、既に飛行隊長等の複数の飛行隊幹部の解任が行われ、新たな飛行隊長等が、引き続き部隊内の規律を高度に保つべく留意し、隊員と密接にコミュニケーションを図り、部隊でのプロ意識の徹底を図っているとのことである。

○全ての部隊は、日本に駐留し、日本を防衛する米海兵隊員としての誇りを持つ

て任務に当たるという命令の下で運用されており、この命令は、日本に駐留する全ての米海兵隊員に実施されている週間教育ブリーフィングの中心であり、特に、新たに日本に配属される隊員の一週間にわたる教育の核として非常に強調されている。

エ【米軍における改善の現時点の効果、今後の改善見込】

○上記①～④のとおり、米側においては、様々な改善措置を講じているが、二つの事故の教訓を踏まえ、複数の飛行隊幹部の解任等の人事措置、隊員に対する各種教育を進めているところであり、現段階において、部隊の規律、飛行計画の策定、搭乗員の管理について、任務を安全かつ的確に遂行しうる態勢にあり、引き続き、事故の教訓を活かし、安全を重視した任務を実施していくとしている。

○高知県沖での事故の要因の可能性があるものとして、同種の事故調査が適切に行われなかったため、その後の類似の事故を防止するための是正措置が、適切に採られなかったとされており、部隊においては、将来の安全性を向上させるため、より幅広い事故やインシデントに対する調査や対策を講ずることを確認している。

オ【防衛省の説明が不十分であったことについての経緯】及び【防衛省の今後の対応】

○防衛省としては、米海兵隊による本件事故調査報告書の公表を受け、10月にその内容を説明したところであるが、その際、説明が十分でなかったことについては、反省すべき点であったと認識している。

○当該報告書は、その添付資料も含めて、非常に専門的な内容であり、かつ、膨大な分量であった。内容の精査に時間を要し、当該報告書において、初めて言及があった規律違反の横行の実態、沖縄本島沖での事故などについて、是正・再発防止等の改善措置の詳細を、まだ米側に確認している段階であったことから、10月の説明では、あくまでも報告書全体の概要の説明となっていた。

○規律違反の実態や沖縄本島沖での事故など、これらの事実については、航空機の運航の安全に関わるものであり、地元の方々の安全にも影響する重大な事案につながりかねないものであることを踏まえれば、詳細を確認中であったとしても、防衛省から広く公表を行うべきであったと考えている。

○米軍の事故に関する公表の在り方については、今後は、より幅広い観点から検討し、適切に対処していく考えである。

（３）福田市長からの質問及び岩田政務官の回答

（福田市長）

○事故を起こしたパイロットは、夜間の空中給油訓練を実施するための条件を満たしていないということでしたが、実施するための条件とは、具体的にどのような条件なのか。

○処方薬等の不正服用の関係であるが、事故当日、事故機のパイロットは、睡眠導入剤やアルコール等の影響がある状態で飛行していたのか。また、現在、米軍において、パイロットへの航空機搭乗前のチェック体制はどのようなになっているのか。

○改善措置として、空中給油を行う際の飛行要領について、必要な見直しが行われたとのことであるが、具体的にはどのような見直しが行われたのか。

(岩田政務官)

○事故を起こしたF/A-18D戦闘機のパイロットについては、例えば、事故当日に実施しようとしてされていた夜間空中給油訓練をするためには、事前に6度の夜間での空中給油訓練の完了が要件とされているところ、そのような課程を修了していなかったことや、部隊における90日間当たりの最低飛行時間とされている60時間を大きく下回る13.1時間であったことなどが挙げられており、このような事実関係がきちんと把握されず、当該パイロットは事故当日の夜間空中給油の任務に当たることを、誤って認可されていた。

○死亡した当該パイロットは、睡眠導入剤やアルコール等による影響は見受けられていないが、いずれにせよ、部隊においては、医療部門とも連携し、適切な体制が作られているものと承知している。

○本件事故調査の結果を踏まえ、航空団全体を網羅する空中給油の標準化を行い、専門的訓練を実施することとなったと確認している。

(4) 藤本議長からの要請及び岩田政務官の回答

(藤本議長)

○多くの議員が大変憤りを感じている。

○今回の事故報告書に関し、11月15日の岩国市議会臨時会で、「米軍の綱紀粛正及び国からの適切な情報提供を求める意見書」を全会一致で可決した。

○意見書の中では、「今回の規律違反の行為が、決してあってはならない言語道断の行為であり、国や米軍に対し強く抗議するものであることから、国から岩国市への情報提供が適切に行なわれなかったことは、誠に遺憾である」と強い意思を表記している。

○岩国市議会を代表し、米軍の綱紀粛正の徹底と地元自治体への適切な情報提供と岩田大臣政務官並びに関係各位に要請する。

(岩田政務官)

○今回の事故調査報告書で明らかにされた、部隊内における規律違反の横行といった事実は、皆様方に大きな不安を与えるものであり、また、その点について、防衛省からの説明が不十分であったことは反省すべきものであったと認識している。

○今回の意見書を重く受け止め、より一層、皆様方との信頼関係の構築に、しっかりと取り組んでいく。

(5) 片岡副議長からの質問及び岩田政務官の回答

(片岡副議長)

○事故報告書において様々な規律違反があったが、岩国基地所属の各航空機においては、綱紀粛正を含めた中で、規律違反は既にはないものと認識してよいか。

(岩田政務官)

○本件事故を踏まえ、米側において、適切な再発防止策が講じられており、防衛省としても、しっかりとした是正措置が採られているものと認識している。

(6) 福田市長からの質問及び岩田政務官の回答

(福田市長)

○今回の事故調査結果について、上記の説明で、事故原因の背景にある問題点も

含め、すべてを尽くされたと理解してよいか。

(岩田政務官)

○そのとおりである。

(7) 福田市長からの要請及び岩田政務官の回答

(福田市長)

○説明内容については、概ね理解した。

○米軍機の事故は、あってはならないものであり、これまで、事故がある度に再三にわたり、原因の早期究明と再発防止の徹底等について、強く求めていた。

○特に、昨年12月の接触墜落事故は、11月のF A-18墜落事故に続き、艦載機移駐完了後の間もない事故であり、基地周辺住民には大変大きな不安を増大させる結果になっている。

○今回の事故調査報告書の中で明らかとなったのは、数々の規律違反の行為である。

○再発防止に向けた米軍の具体的な取組がすでに始まっているとのことであるが、地元自治体として、基地周辺住民の不安が解消されるよう、次の事項について、強く要請する。

ア《米側の取組に関する要請》

○国から、米側に対し、次の二つの事項について、強く求めるよう要請する。

①今回の事故調査結果において是正措置・再発防止策として掲げられているプログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善について、確実に実施するとともに、隊員への安全教育、機体の整備点検などあらゆる観点から、抜本的かつ実効性のある安全対策を早急に確立し、再発防止に万全を期すこと。

②住民に影響を与えるおそれのある米軍の事件・事故については、可能な限り幅広い情報提供を行うとともに、まだ調査結果が公表されていない航空機事故について、その背景も含めて、徹底的な原因究明を行い、速やかな情報提供と公表を行うこと。

イ《国の取組に関する要請》

○国においては、米側との密接な連携により、次の二つの事項について取組を進めるよう要請する。

①今回の事故調査結果に基づく米側の是正措置・再発防止策の効果を確認するなど、米軍における改善状況を継続的に把握すること。

②岩国基地に関係する航空機事故等の発生や事故の調査結果については、米側から積極的に情報を入手し、国の責任において、地元自治体に対し、速やかに、かつ丁寧な情報提供すること。

(岩田政務官)

○4項目の要請について、しっかりと受け止めた。

○防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が、安心して安全に暮らせる環境を確保することが、極めて重要だと認識している。

○本件事故調査は、米軍の専門の調査機関が実施したものであり、事故を引き起こした事実関係、航空機の整備状況、組織の体制等の様々な内容を徹底的に分析し、最終的な報告書として結論付け、評価したものである。

○米側においては、調査結果を踏まえ、部隊の複数の幹部を解任するとともに、プログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善に取り組んでいるところであ

る。

○報告書の中で新たに判明した、部隊内での規律違反が横行している実態については、

- ・著しくプロ意識に欠けるものであり、在日米軍全体に対する信頼を損なうものであること

- ・地元の方々の安全に影響を与える重大な事案になり得たものであり、大きな不安を与えるもの

であることから、看過できない問題であり、今後、日米が協力して、地元の皆様からの信頼を回復するため、一層努力していく。

○先般、河野防衛大臣からエスパー米国防長官に対しても、本件事故調査報告書で明らかにされた岩国の部隊における規律の問題について説明を行っている。

○日米同盟の維持・強化、あるいは、在日米軍の安定的な駐留については、地元の理解が大前提であり、そのためにも、まずは皆様方へ、しっかりとした情報提供を行い、同時に、米軍の運用に当たっては、安全面に対して最大限の配慮がなされ、厳格な隊員教育により規律が維持され、事故を起こさないということが重要であり、このため、今後も日米間で緊密に連携しながら、しっかりと取り組んでいく考えである。

(8) 福田岩国市長コメント

本日、政務官から、米側におけるマニュアルの見直しや各種教育等の改善措置の具体的な内容について説明があり、現在は、「部隊の規律、搭乗員の管理等について、任務を安全に遂行しうる態勢にあり、引き続き、事故の教訓を活かし、安全を重視した任務を実施していく」とのことであり、概ね理解できる内容であったと受け止めている。

今後、これらの改善措置が、真に実効性のあるものとなるよう、米側において、確実に取組を進めるとともに、国においても、米側の取組状況や効果などを確認する必要があると考えている。

今後とも、引き続き、国や米側において、こうした取組が進むよう、粘り強く働きかけていきたいと考えている。

担当

岩国市総合政策部基地政策課

TEL0827-29-5024 FAX0827-21-3572

岩国市議会事務局庶務課

TEL0827-29-5190 FAX0827-21-1001